

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

関東千葉厚生年金 事案 5224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月4日から同年7月4日まで

私は、A社に昭和43年4月1日に入社し、49年9月20日に退職するまで継続して勤務していたが、同社C支店に4日間しか在籍していないことになっている年金記録に納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事表及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年7月4日に同社C支店から同社D部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における被保険者資格取得時の事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は60万円、17年12月12日は10万円、18年7月14日、同年12月15日及び19年12月14日は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成18年7月14日及び19年12月14日の賞与については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成17年12月12日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年12月14日

私がA社に勤務した期間のうち、平成15年7月10日、17年12月12日及び18年12月15日に支給された標準賞与額の記録が無い。また、同年7月14日及び19年12月14日に支給された賞与については、支給額と標準賞与額の記録に相違があることに納得できない。申立期間に係る銀行預金通帳等を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳の写し及びB市市県民税課税台帳並びにA社から提出された回答書により、申立人は、申立期間①は60万円、申立期間②は10万円、申立期間③、④及び⑤は70万円の標準賞与額に基

づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5226

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C社に入社し、同社D支店が独立してA社になった後も昭和37年12月30日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同様に、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（同年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の同年6月の社会保険事務所（当時）の記録により、8,000円とすることが妥当である。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年6月3日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C社に入社し、同社D支店が独立してA社になった後も昭和37年4月1日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同様に、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（同年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の同年6月の社会保険事務所（当時）の記録により5,000円とすることが妥当である。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年6月3日であるとともに、複数の元同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年5月1日まで

私がB社及びそのグループ会社のA社に勤務していた期間のうち、昭和47年4月30日から同年5月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間の空白期間となっているが、途中で退職したことはなく申立期間も勤務していたので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（グループ会社であるA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、昭和47年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないが、事業主が資格喪失

日を昭和47年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月20日から同年5月1日まで
私がC社（現在は、B社）及び同社関連会社のA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、A社に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（C社から同社関連会社のA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚の供述から判断すると、昭和36年4月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立期間直後の昭和36年5月1日に適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本により法人であることが確認でき、新規適用時の被保険者数も22人いた上、元同僚の供述により、申立期間当時、5人以上の従業員が常時

勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年9月26日は16万円、16年3月26日は25万円、同年9月27日は24万円、17年7月5日は111万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月26日
② 平成16年3月26日
③ 平成16年9月27日
④ 平成17年7月5日

私の夫の厚生年金保険記録について、年金事務所からの連絡で申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間について、賞与が支払われ厚生年金保険料を控除されていたことを示す賞与明細書を提出するので、調査の上、標準賞与記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された申立人の賞与に関する資料により、申立人は、平成15年9月26日に16万円、16年3月26日に25万円、同年9月27日に24万円及び17年7月5日に111万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを

確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5231

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は42万円、18年6月8日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に42万円、18年6月8日に46万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万円、申立期間②は4万円、申立期間③及び④は17万3,000円、申立期間⑤は17万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月6日
② 平成19年12月6日
③ 平成20年8月1日
④ 平成20年12月25日
⑤ 平成21年8月26日

私は、申立期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は1万円、申立期間②は4万円、申立期間③及び④は17万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤について、申立人が所持する預金取引明細表及び複数の元同僚の賞与支給控除一覧表から判断すると、申立人は、17万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、平成15年7月4日にA社から賞与を支給されたが、その賞与についての標準賞与額の年金記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出されたA社が加入しているB健康保険組合の健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び申立人の給与振込銀行であるC銀行D支店から提出された普通預金元帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び普通預金元帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間①の標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月4日
② 平成15年12月

私は、平成8年1月からA社に勤務しているが、15年7月4日に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、同年12月の賞与は、同年同月25日に月次給料と一緒に支給されたと思うので、これについても、調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主から提出されたA社が加入しているB健康保険組合の健康保険被保険者標準賞与決定通知書、申立人の給与振込銀行であるC銀行D支店から提出された取引推移一覧表及び申立人から提出された「平成15年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は、申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、上記健康保険被保険者標準賞与決定通知書、取引推移一覧表及び源泉徴収票により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人から提出された給与振込銀行の預金通帳から、A社の賞与支払日である平成15年12月5日に同社から賞与の振込みは確認できない上、同年12月25日に振り込まれているのは、賞与ではなく給料であることが確認できる。

また、事業主は、「賃金台帳等の資料を保管していないので、賞与の支払及び保険料の控除は不明。」としながらも、「当社では、賞与と月次給料を合算して支払うとは考えられず、毎年12月はホテルの繁忙期なので、残業代及び年末調整還付金等で、12月の給料は、他の月の給料に比べて高いのが通例である。」と回答している。

さらに、申立人に係るB健康保険組合における平成15年12月の健康保険の標準賞与額の記録も確認できない。

このほか、申立人の主張する賞与の支払及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、平成15年7月4日にA社から賞与を支給されたが、その賞与についての標準賞与額の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された健康保険被保険者賞与支払届及び申立人の給与振込銀行であるC銀行D支店から提出された預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記健康保険被保険者賞与支払届及び預金取引明細表により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、32万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5236

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は17万円、申立期間③は2万円、申立期間④は2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 8 月 1 日
② 平成 20 年 12 月 30 日
③ 平成 21 年 8 月 26 日
④ 平成 22 年 1 月 7 日

私は、申立期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は3万円、申立期間②は17万円、申立期間③は2万円、申立期間④は2万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万円、申立期間②は13万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年8月14日

私は、申立期間①及び②において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は4万円、申立期間②は13万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は4万円、申立期間②及び③は23万5,000円、申立期間④は23万8,000円、申立期間⑤は17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月6日
② 平成20年8月1日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年8月26日
⑤ 平成22年1月7日

私は、申立期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は4万円、申立期間②及び③は23万5,000円、申立期間④は23万8,000円、申立期間⑤は17万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5239

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を58万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

私がA社に勤務した期間において支給された平成16年夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳により、申立人は、平成16年7月16日にA社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、申立人から提出された平成15年7月18日及び同年12月19日の賞与明細書において、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同年12月19日の賞与明細書に記載された賞与支給基準により推認できる申立期間の賞与支給額から申立期間当時の社会保険料率及び税率に基づき試算した源泉控除額を差し引いた金額は、上記普通預金通帳により確認できる賞与振込額と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された普通預金通帳の賞与振込額により推認できる保険料控除額から、58万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月21日から同年2月10日まで

私の年金記録には、A社本社から同社C工場に転勤したときの厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白があるが、私は、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述、B社の回答及び申立人と同様にA社本社から同社C工場に転勤した元同僚の所持する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び上記の元同僚は、「D工場閉鎖に伴う事後処理を行った後、昭和42年2月に入ってからC工場に赴任した。」と述べていることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日である同年2月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉国民年金 事案 4506

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月、57年7月から58年7月までの期間、同年9月から59年3月までの期間及び60年10月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年9月
② 昭和57年7月から58年7月まで
③ 昭和58年9月から59年3月まで
④ 昭和60年10月から61年6月まで

私は、複数回にわたり国民年金保険料の督促状を受け取ったため、昭和60年10月から61年6月頃に未納保険料全額(20万円台)を一括で納付した。未納期間は無いはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「複数回にわたり国民年金保険料の督促状を受け取ったため、昭和60年10月から61年6月頃までに申立期間①から④までの期間に係る未納保険料全額の20万円台の保険料を一括で納付した。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者等の加入記録から、昭和59年2月頃に申立人に払い出されたと推定でき、この時点においては、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間の未納となっている国民年金保険料を一括で納付したと申し立てていることから、申立期間④の終期である昭和61年6月頃に全ての保険料を納付したと仮定した場合でも、この時点では、申立期間②及び③の保険料も時効により納付できない。

なお、上記の昭和61年6月時点において、申立期間④の国民年金保険料は、納付することが可能であるが、申立人は、20万円台の保険料を一括で納付したと主張しており、申立期間④の保険料額6万1,740円と大きく相

違する。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4507

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年1月から5年10月まで

私は、国民年金保険料については、平成2年頃から毎月、自宅に集金に来てくれたA市の女性職員に、また、その職員が辞めた後はB銀行C支店で、夫婦二人分の保険料を納付していたのに、私の年金記録では4年1月から5年10月までの保険料が未納となっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が平成2年頃から毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかし、申立期間後の期間に係る申立人夫婦の保険料については、オンライン記録によると、平成7年12月20日に、その時点で遡って納付が可能な5年11月から6年3月までの保険料が一括で過年度納付されているとともに、それ以降の同年4月から9年3月までの保険料は、3か月から12か月分が数回に分けて過年度又は現年度納付されており、これらの納付年月日の一部は夫婦で異なっていることが確認でき、申立人の主張と相違する上、申立人は、過年度納付及び複数月をまとめて納付した記憶は無いとするなど、保険料の納付時期及び納付額に関する申立人の記憶は必ずしも明確ではない。

また、申立人は、「夫婦の保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立人の夫が当委員会に対して行っている年金記録に係る別の申立てにおいて提出している夫の平成3年から6年までの確定申告書によると、確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額から推認される申立期間を含む4年分から6年分までの国民年金保険料の総額は、4年1月

から6年12月までの一人分の保険料総額と一致するが、オンライン記録から確認できる4年に納付された夫の国民年金保険料及び前後の納付記録から同年から6年までに納付可能と推察される夫の国民年金保険料の総額と一致せず、申立期間直前である3年の確定申告書に記載されている国民年金保険料額も、オンライン記録から確認できる同年に納付された夫の国民年金保険料額と一致しないことから、当該確定申告書に記載された社会保険料控除額は、申立期間当時の夫の国民年金保険料の納付状況を反映したものとは考え難く、当該確定申告書により申立人の申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、オンライン記録において、申立人の夫も申立期間の大部分である平成4年4月から5年10月までの保険料が未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、「夫が経営する会社の役員としての収入があり、社会保険料控除等の税務処理については、年末調整のみで行っていた。」と申述しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4508 (事案 3235、3661、4124、4317 及び 4447 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料の納付を電話で促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料(合計金額23万9,400円)を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録によると、申立期間直後の14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年2月2日、同年7月6日、24年2月29日、同年7月25日及び25年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行い、申立てに係る調査において、申立人から新たな情報として、申立期間に係る保険料納付の状況については申立人の弟が記憶していると記載し

た書面の提出があり、申立人の弟に対し、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期について書面により照会したところ、回答書には納付時期を推認できる内容は記載されておらず、その内容について詳細を確認することができないことから、当該回答書の記載内容により、申立期間に係る保険料が納付されたことを推認することはできない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期について、これまでの調査結果を踏まえて書面により申立人に照会したところ、これまでの回答とは異なり、「一括して過年度納付したのは複数回かもしれない。」と回答していることから、その複数回の過年度納付に関して、納付時期、納付と納付の間隔、納付金額、納付した者等について、さらに申立人及びその母に聴取したが、両者は納付した者が申立人の母であること以外は分からないと申述しており、ほかに申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる新たな証言及び周辺事情は得られない。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4509

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年10月まで

私の妻は、国民年金保険料については、平成2年頃から毎月、自宅に集金に来てくれたA市の女性職員に、また、その職員が辞めた後はB銀行C支店で、夫婦二人分の保険料を納付していたのに、私の年金記録では4年4月から5年10月までの保険料が未納となっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻が平成2年頃から毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかし、申立期間後の期間に係る申立人夫婦の保険料について、オンライン記録によると、平成7年12月20日に、その時点で遡って納付が可能な5年11月から6年3月までの保険料が一括で過年度納付されているとともに、それ以降の同年4月から9年3月までの保険料も3か月から12か月分が数回に分けて過年度又は現年度納付されており、これらの納付年月日の一部は夫婦で異なっていることが確認でき、申立人の主張と相違する上、申立人の保険料を納付したとするその妻は、過年度納付及び複数月をまとめて納付した記憶は無いとするなど、保険料の納付時期及び納付額に関する申立人の妻の記憶は必ずしも明確ではない。

また、申立人は、社会保険料控除額が記載された平成3年から6年までの確定申告書を提出しているところ、確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額から推認される申立期間を含む4年分から6年分までの国民年金保険料の総額は、4年1月から6年12月までの一人分の保険料総額と

一致するが、オンライン記録から確認できる4年に納付された国民年金保険料及び前後の納付記録から同年から6年までに納付可能と推察される国民年金保険料の総額と一致せず、申立期間直前である3年の確定申告書に記載されている国民年金保険料額も、オンライン記録から確認できる同年に納付された国民年金保険料額と一致しないことから、当該確定申告書に記載された社会保険料控除額は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況を反映したものとは考え難く、当該確定申告書により申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、オンライン記録において、申立人の妻も申立期間を含む平成4年1月から5年10月までの保険料が未納となっていることが確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 7 月から 23 年 10 月まで
② 昭和 23 年 11 月から 24 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 7 月から A 地域にあった B 事業所において通訳として勤務した。また、23 年 11 月から C 駅前の郵便局を接収した D 事業所に通訳として勤務した。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された写真及び具体的な申立内容から、期間は特定できないものの、申立人が B 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け厚生省保険局長通知）に基づき、進駐軍施設に勤務する日本人労務者に厚生年金保険法が適用されるようになったのは昭和 24 年 1 月 1 日以降であり、申立期間①は同法の適用前の期間である。

また、申立人は、米軍の直接雇用者だった可能性も考えられるが、オンライン記録において、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、申立人は、B 事業所の日本人労務者を仕切っていたとする者 1 名及び元同僚 3 名の氏名を挙げているが、そのうち元同僚 2 名の所在は不明であり、ほかの 2 名は既に死亡していることから、B 事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、オンライン記録において基礎年金番号が特定できた元同僚 1 名については、

申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 23 年 11 月頃から進駐軍が接收した C 駅前にあった郵便局内の D 事業所に通訳として勤務した。」と申し立てているが、当時の進駐軍における日本人労務者の記録管理業務を引き継いでいる E 防衛局は、「申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に進駐軍施設で勤務していたこと、及び同日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことは確認できるが、同日以前の勤務を確認できる記録は無い。」と回答している。

また、E 防衛局は、「当時、進駐軍施設の D 事業所の日本人労務者の労務管理を管掌していたのは F 渉外労務管理事務所である。」と回答しているところ、前述のとおり、進駐軍施設の日本人労務者に厚生年金保険が適用されたのは昭和 24 年 1 月 1 日以降であり、同渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 4 月 1 日であり、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

さらに、申立人の F 渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿における資格取得日（昭和 24 年 4 月 1 日）はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 15 日から 53 年 10 月 31 日まで

私は、A社（オンライン記録では、B事業所）に昭和 48 年 6 月 15 日から 53 年 10 月 31 日まで勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と異なるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が給与額に比べて低く記録されていると主張し、昭和 51 年 4 月分の給料支払明細書及び 53 年分給与所得の源泉徴収票を提出しているところ、当該給料支払明細書及び源泉徴収票により、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与がA社から支給されていたことは推認できる。

しかし、上記給料支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、上記源泉徴収票の社会保険料の金額欄に記載された額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料額を加算した額を超えていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳、給与明細書等の保険料控除額を確認できる関連資料は保存していない。」と回答していることから、申立人から提出された上記資料のほかに申立期間における厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所（当時）の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、遡及訂正等の不自然な処理がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5243

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月16日から同年10月1日まで

私は、昭和33年3月に大学を卒業して、同年4月1日からA社に入社し、B工場勤務となり、36年6月16日から本社へ転勤になったが、転勤前の36年5月から標準報酬月額が3万6,000円に上がったのに、本社で被保険者資格を取得した際の標準報酬月額が2万8,000円に下がっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年6月16日にA社B工場から同社本社に異動した際、標準報酬月額が下がっているのは納得できない。」と主張している。

しかし、A社本社の担当者は、「50年以上前なので、賃金台帳等の関係資料は無く、保険料の控除は不明である。なお、通常、人事異動で給与が下がることはないが、標準報酬月額の決定の際に各種手当の金額によって標準報酬月額は変動することがあるので、手当の額で差が出たと推定できる。」と回答している。

また、申立人と同日にA社C工場に係る被保険者資格を喪失して同社本社に係る被保険者資格を取得している元同僚についても、本社での資格取得時の標準報酬月額が3万円から1万8,000円に下がっていることが確認できる。

さらに、昭和35年から36年までの間において、申立人と同様に本社へ転勤した元同僚及び本社から支店へ転勤した元同僚の標準報酬月額を確認

したところ、複数の元同僚において転勤後の標準報酬月額が下がっていることが確認でき、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 24 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 2 月から A 社で勤務し、34 年 2 月に勤務地や仕事内容に変更は無いまま、関連会社の B 社に異動となり、38 年 8 月末まで勤務を継続し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 2 月から 38 年 8 月末までの期間、B 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 34 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になり、35 年 11 月 24 日に適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立期間は適用事業所ではない期間である。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の直前まで被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、具体的な回答は得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5245（事案 454 及び 3590 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月14日から同年9月1日まで

私が所持する、A社における厚生年金保険の資格取得時に発行された厚生年金保険被保険者証では、「はじめて資格を取得した年月日」欄には、昭和34年5月14日と記載されていることから、私の同社における資格取得日を同日に訂正してほしい旨、二度申し立てたが、第三者委員会では記録の訂正は認められないと判断された。

今回、申し立てる内容はこれまでと同じである。厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」欄の日付と年金記録の資格取得年月日が異なっている原因は不明であるということだったが、不明で片付けられて、被保険者の不利益となるということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」欄に昭和34年5月14日と記載されていることが確認できるが、A社が適用事業所になったのは同年9月1日であり、同日に申立人を含む8名が被保険者資格を取得している上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、同日に申立人が被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人の主張を認めるに足りる関連資料等は確認できないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、再申立てを行っているが、i) 元事業主及び申立期間当時経理・総務事務を担当していた元同僚は既に死亡しており、申立期間当時の関係資料の所在は不明であること、ii) 申立人同様、厚生年金保

険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄に昭和34年5月14日と記載されている旨供述した元同僚（事業主の弟）は、「その被保険者証は紛失した。」と供述していること、iii) B事務センターは、「A社の適用事業所申請及び被保険者資格取得届出時の事務処理手続を確認できないため、申立人に対して被保険者名簿に記載のある資格取得日と異なる日付を記載した厚生年金保険被保険者証を交付した原因を検証することは困難である。」と回答していること、iv) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む被保険者8名が、当該事業所が適用事業所となった34年9月1日に資格取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、27年4月1日に既に厚生年金記号番号が払い出されている1名を除く7名全員が、34年9月1日に当該事業所における資格取得に伴い新規で厚生年金記号番号が払い出されていることが確認できることなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年6月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「厚生年金保険被保険者証の『はじめて資格を取得した年月日』欄の日付と年金記録の資格取得年月日が異なっている原因は不明であるということだったが、不明で片付けられて、被保険者の不利益となるということに納得できない。」としているが、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、当該基本方針の「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされる判断の基準を基に、申立期間における被保険者資格の届出、保険料の納付の有無又は保険料の控除の有無に係る事実認定に基づいて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、記録誤りの原因追究や責任追及を行うものではない。

また、今回、申立人からは新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

したがって、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5246

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 21 日から同年 5 月 23 日まで
私は、A社B工場に昭和 42 年 4 月 3 日から 43 年 8 月 20 日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の事業を継承しているC社から提出された社員名簿には、申立人がA社B工場に昭和 42 年 4 月 3 日に採用され、43 年 3 月 20 日に退職し、再度、43 年 5 月 23 日に採用され、同年 8 月 20 日に退職していることが記載されており、これらの採用日及び退職日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と符合している上、被保険者原票において、43 年 3 月 21 日に被保険者の資格を喪失した後、同年 5 月 23 日に、新たに別の整理番号で被保険者の資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚のほか、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を有する者に照会したところ、申立人を記憶している者はいたものの、申立人の勤務期間について回答を得ることはできず、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、A社B工場は、申立期間の一部期間を含む昭和 43 年 4 月 1 日からD厚生年金基金に加入しているところ、申立人から提出された当該厚生年金基金の加入員証において、申立人の加入員資格取得日は同年 5 月 23 日であることが確認でき、申立人がA社B工場において厚生年金保険被保険者の資格を再取得した日付と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。